

申請書の概要

本年6月2日に、三菱ケミカル株式会社及び三井化学株式会社(以下「申請者」という。(注1))から提出された大韓民国(以下「韓国」という。)産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域(以下「台湾」という。)産ビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1)ビスフェノールAの本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は 50 パーセント超である。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

韓国及び台湾から本邦への輸出価格と正常価格(注2)を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。なお、不当廉売差額率(注3)は、韓国産が30%~40%の間、台湾産が40%~50%の間となる。

(注2)関税定率法第8条第1項

(注3)不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- (1) 韓国産及び台湾産ビスフェノールAの輸入量は、2021 年4月から 2024 年9月までの間に、韓国産は 14,812 トンから 27,347 トンに増加し、台湾産は 25,766 トンから 49,503 トンに増加し、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合もそれぞれ上昇した。
- (2) 韓国産品及び台湾産品の国内販売価格は、2023 年4月以降、国産品の国内販売価格を一貫して下回っていたため、本邦の産業は、国内販売価格の引下げを余儀なくされ、また、製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられた。
- (3) 上記(1)及び(2)により、営業赤字及び経常赤字に陥るなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

3. 以上のことから、韓国産及び台湾産ビスフェノールAに対して不当廉売関税の課税を求める。